

# 商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 清田 哲也

## 1 日 時

令和5年9月28日(木) 午後1時00分から  
午後2時44分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

清田哲也、大友栄二、榊田貢、麻生栄作、福崎智幸、澤田友広、佐藤之則

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 利光秀方 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第70号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。  
また、請願3については、採択とすべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情3について質疑を行った。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体等の経営状況について及び県有地の信託に係る事務の処理状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ  
政策調査課政策法務班 副主幹 安達佑也

# 商工観光労働企業委員会次第

日時：令和5年9月28日（木）13：00～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 商工観光労働部関係

13：00～14：40

### (1) 付託案件の審査

第70号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

請 願 3 軽油引取税の課税免除措置に関する意見書の提出について

### (2) 付託外案件の審査

陳 情 3 ALPS処理水の海洋放出に反対する署名の賛同等を求めることについて

### (3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体等の経営状況について

③県有地の信託に係る事務の処理状況について

④県有地の信託に係る新受託者選定に向けた提案公募の実施について

⑤第1回「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議開催報告について

⑥観光誘客緊急対策事業に係る刑事告発及び不正又は不適切事案について

### (4) その他

## 3 協議事項

14：40～14：50

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**清田委員長** ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

それでは、本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件及び請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより商工観光労働部関係の審査に入ります。

まず、第70号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**利光商工観光労働部長** 商工観光労働部長の利光です。皆様におかれては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、日頃より御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は付託案件、付託外案件と諸般の報告をするのでよろしく申し上げます。早速、担当課室長から順次御説明します。

**佐藤観光政策課長** 2ページを御覧ください。

第70号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、債務負担行為限度額の設定について御説明します。

来年度からの指定管理者の更新に伴い、別府コンベンションセンター管理運営委託料について、債務負担行為をお願いするものです。

7月の本委員会で御説明したとおり、指定期間は5年間とし、委託料の限度額合計は1億4,733万7千円となります。今回、議会で議決いただければ、次回、指定管理者の決定に係る審議をお願いする予定なので、よろしく申し上げます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願3 軽油引取税の課税免除措置に関する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**金子工業振興課長** 3ページを御覧ください。

本請願は、砕石業の関係団体からの請願であり、砕石の生産工程で使用している軽油に対する軽油引取税の課税免除措置について、令和6年3月31日が期限となっていることから、その期間延長などを図るよう関係省庁に対して、意見書の提出を求めるものです。

軽油引取税は、軽油の購入に対して通常1リットル当たり32.1円を課税していますが、本請願の砕石業に関しては、社会インフラの整備に不可欠な建設資材である骨材の安定供給と事業者の経営安定を理由に、従前より3年間の特例措置として課税が免除されており、その更新が繰り返されています。

商工観光労働部では砕石業の重要性に鑑み、本年7月末に経済産業省の担当宛てに、課税免除措置の期間延長などをお願いしています。経済産業省では令和6年度に向けた地方税制の改正要望事項として、課税免除措置の3年間の延長を求めています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、本請願の取扱いは採択の方向でお諮りしたいと思いますが、何か御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** それでは、採択についてお諮りします。本請願は、採択とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本請願は採択

とすべきものと決定しました。

ただいま、全会一致によって意見書案を提出することに決定しました。全会一致で決定したので、大分県議会会議規則第15条第2項により意見書案は理由を付して、委員長名をもって議長に提出します。意見書の原案を作成しているので、事務局は配付してください。

〔事務局資料配付〕

**清田委員長** 意見書の文案について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議ないので、意見書案についてはこのとおり決定します。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている、陳情1件について執行部の意見を求めます。

**金子工業振興課長** 4ページを御覧ください。

本陳情は、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について、これに大分県議会として反対することを日本政府に訴えるべく求めるものです。

ALPS処理水の安全性に関しては、国と電力会社の責任において、科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な説明をし、地域や国際社会の理解と納得を得ていくべきものです。その安全性に関しても国や電力会社以上に大分県としての見解を示すことは困難であり、海洋放出の是非などについて、特段の判断をできる状況にはないものと考えています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**遠山商工観光労働企画課長** 資料5ページをお願いします。

大分県長期総合計画の実施状況についてです。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、施策ごとの評価結果を報告しているものであり、詳細は議案書別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてのとおりですが、本日は商工観光労働部関係について御説明します。

総合評価施策別一覧表の活力分野ですが、この中で商工観光労働部では所管する八つの施策について、目標達成に向けた取組を進めています。それぞれの施策で設定している目標指標の令和4年度における達成状況については、達成が3指標、概ね達成が2指標、達成不十分が1指標、著しく不十分が2指標となっています。このうち、達成状況が著しく不十分であった指標について御説明します。

6ページを御覧ください。

Ⅲにある施策名、国内誘客の推進と海外誘客（インバウンド）の加速及び、おんせん県おいたの地域磨きと観光産業の経営力強化です。これは宿泊割引による需要喚起、水際対策の段階的な緩和等により前年からは回復したものの、新型コロナウイルスの影響等が続き、目標を達成することができなかったものです。4月末の水際対策の終了や新型コロナウイルスの5類移行等により、直近8月の宿泊客数はほぼコロナ禍前まで回復しており、今後とも国内外のニーズを踏まえた誘客対策に取り組んでいきます。

なお、次の7ページ以降に県全体版の総合評価と目標指標の進捗状況等の概要を付けています。また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の基本目標及び施策KPI達成状況についても、別紙としてSideBooks（サイドブックス）の委員会フォルダ内に格納しています。これは、大分県長期総合計画の実施状況に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したもので、あわせて後ほど御確認ください。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありますか。

**大友副委員長** 著しく不十分については、状況は分かりましたが、5ページの表の中で達成不

十分が1指標ありますが、これについても詳しく教えてください。

**遠山商工観光労働企画課長** 達成不十分の多様で厚みのある産業集積の深化については、もともと指標として、中小製造業の製造品、食品出荷額、医療機器製造業登録事業所・製造販売許可事業者数を目標として施策を進めていました。

特に中小製造業の製造品出荷額については概ね達成していましたが、医療機器製造登録事業所・製造販売許可事業者数については、複数の製造業登録事業所を保有する企業の製造拠点が集約したことにより、目標を達成できなかったため、総合的な評価として達成不十分となっています。

**麻生委員** 今の関係で、東九州メディカルバレー構想の中で医療産業の集積があります。大分大学の医学部が、がん治療とかで頭髮が抜けるのを防ぐ新薬を開発して、非常に効果が出ているのですが、同等品がいっぱい出てこないで厚生労働省の薬品承認をなかなか得ることができないようです。同等品がないときには、県として支援が徹底的に必要なようになってこようかと思いますが、そういった部分について商工観光労働部として何か認識がありますか。

**市原新産業振興室長** 大分大学臨床医工学センターとの連携については、以前からしっかりと行っています。

各県内企業が様々な取組をする中で、医療現場と企業とのマッチングをしているので、今御指摘があった部分についても、認識した上でしっかり対応していきたいと考えています。

**麻生委員** しっかりサポートして商品化できるよう、そして診療報酬にもつなげられるように、副知事とも連携を図って取り組んでほしいと思います。

**榎田委員** インバウンドの加速について。確かにコロナでなかなか難しかったと思いますが、特に別府市は今まで福岡県から来ている方が多分多かったと思いますが、韓国との直行便ができて、韓国の観光客が今一番多いと思うので、8月の段階で何人ぐらい来ていて搭乗率が大体何%ぐらい分かる範囲で教えてください。

**安田観光誘致促進室長** 少し前の数字にはなりますが、チェジュ航空と意見交換等をする中で、夏場のダイヤは搭乗率で見ると、70%程度と伺っています。実際、機内客数としては180人ぐらいになるので、各便100人以上はその都度入っていると考えています。

**澤田委員** 6ページの評価が著しく不十分となった指標の中で、宿泊割引による需要喚起で前年からは回復したもののということですが、これに関しては宿泊の達成率が9.9%で、県外から旅行者は大分県内に入ってきているが、宿泊はせずに戻っているケースが多いのか、それとも人員不足でホテルのベッドの回転数が悪くて、致し方なく宿泊をキャンセルする状況なのか教えてください。

**佐藤観光政策課長** これはあくまでも令和4年度の数字で、ここにある9.9%はインバウンドの数なので、国内については既に令和4年度の段階で8割を超えており、そこは達成不十分ではない状況です。

**佐藤委員** さきほどの話に戻りますが、産業集積の関係で、医療品製造の関係の話がありました。宇佐市の会社でコロナの検査シートを新しく導入した際に、かなり忙しく間に合わないぐらい生産していた経過があります。そういったものはKPIに引っかけなかったのですかね。

**市原新産業振興室長** 事業としては、東九州メディカルバレー構想拠点連携促進事業というのが別にあって、医療関連機器の市場化件数を成果指標にしています。その中で、令和4年度については、目標の3件に対して実績は4件で、その4件の中に御指摘のアドテック株式会社の抗原検査キットも含まれています。

**清田委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

**遠山商工観光労働企画課長** 資料の10ページをお開き願います。

商工観光労働部が所管する公社等外郭団体の経営状況について御報告します。

当部で所管する団体のうち、地方自治法に基づき、今定例会に議案として経営状況等を報告する団体は4団体、その他議案の対象ではないものの、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき指導監督を行っている団体は7団体の合計11団体です。

当部が所管する指定団体は、左側No. 9の公益財団法人大分県産業創造機構からNo. 14の公益社団法人ツーリズムおおいたまでの6団体、その他の出資等団体は、右側No. 6の大分県信用保証協会からNo. 10の大分県デジタルネットワークセンター株式会社までの5団体となっています。

それでは、担当課から順次説明します。

**木部DX推進課長** 11ページを御覧ください。

公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所についてです。

2のとおり、県の出資金は1億5千万円で、出資比率は35%となっています。3事業内容ですが、高度情報化社会における情報セキュリティやAI、IoT等先端技術の活用方法などに関する調査や研究、情報提供を行っています。4の4年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は621万3千円の増となっています。これは、5問題点及び懸案事項のとおり、国の継続事業を受注したこと、またAI等の先端技術を活用した企業の課題解決や学校のICT教育支援など、前年度に新規獲得した事業を引き続き獲得することができたことによるものです。今後も6対策及び処理状況のとおり、既存事業の継続確保や新規事業の獲得に加え、賛助会員企業の拡大に努めるなど、経営基盤の一層の強化を図ります。

**佐藤商業・サービス業振興課長** 12ページを御覧ください。

公益財団法人日田玖珠地域産業振興センターについてです。

2のとおり、県の出資金は160万円、出資比率は32%となっています。3の事業内容ですが、日田玖珠地域の地場産業を支援するため、物産イベント及びセンター内での地域製品の販売や通販サイトを活用したインターネット販売

並びにふるさと納税の発送業務やセンター内会議室等の貸出しを行っています。4の4年度決算状況ですが、下線部分の当期正味財産増減額は388万円の増となっています。これは、コロナ禍の収束による来客数の増加や物産イベント開催など公益事業の回復もあるが、過年度分の修正申告による法人税の還付が主な要因です。5の問題点及び懸案事項に記載のとおり、税の還付を除くと実質赤字であり、また公益事業比率が50%を下回っています。そのため、6の対策及び処理状況のとおり、最大出えん者である日田市をはじめとする関係機関とも連携しながら、当センターの活用方法を見直し、日田玖珠地域が有する特色ある資源を活用した商品発掘や情報発信に取り組むよう、必要な支援を行っていきます。

13ページを御覧ください。

大分ブランドクリエイティブ株式会社についてです。

2のとおり、県の出資金は5千万円で出資比率は52.6%となっています。3の事業内容ですが、首都圏における大分ブランドの確立と県産品の販路拡大等を目的にレストラン経営や特産品の販売を行う、県フラッグショップ坐来大分の運営を行っています。4の4年度決算状況ですが、当期純利益は1,629万7千円で過去最高の黒字となりました。これは、コロナ禍からの社会経済の正常化が進む中で客足が回復し、令和3年の好立地への移転の効果やコロナ禍で取り組んできたランチ営業、オリジナル菓子の開発が功を奏したことによるものです。今後は5の問題点及び懸案事項、6の対策及び処理状況のとおり、原材料高騰の影響による仕入れコスト等の状況を注視しながら原価管理を徹底し、引き続き集客力の強化と収益の確保を図ります。また、百貨店や県産品取扱店との連携による県産品の販売促進や地域フェアの開催など、大分の情報発信に一層努めます。

**伊達雇用労働政策課長** 14ページを御覧ください。

公益財団法人大分県総合雇用推進協会についてです。

2については、効果的な事業実施のために平成28年度から毎年基金の取崩しを行っている関係で、昨年度と比べ多少の差異はあるが、大きな変動はありません。3については、昨年度からの変動はありません。4の4年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は6,340万5千円の減となっています。これは、人材定住基金の取崩し等によるものです。最後に、5及び6について大きな変動はなく特に報告を要する事項はありません。

**金子工業振興課長** 次に、議案ではないものの大分県公社等外郭団体に関する指導指針の対象団体について御報告します。

15ページを御覧ください。

公益財団法人大分県産業創造機構についてです。

上から4段目にある4年度決算状況は、下線部の当期正味財産増減額が1,973万6千円の減となっています。これは主に、その二つ上の当期指定正味財産が1,775万3千円減少したことによるものです。その減少理由として年度が遡りますが、令和2年度に国の外郭団体である全国中小企業振興機関協会から、中小企業等の販路拡大支援に活用できる助成金として、令和2年度から5年度までの4年間分5,700万円を一括して受け入れており、その後、各年度に所要額を取り崩しているわけですが、これについて令和4年度は1,775万3千円を取り崩したことが要因です。

なお、正味財産期末残高は、下線部の数字の上に記載しているとおり12億7,211万1千円となっています。運営面に関しては、一番下の6に記載していますが、機構の中期経営計画に定める40件の活動や成果指標について、34件が目標を達成しており、着実に運営されていると考えています。

現在、令和5年度から7年度までの3か年の中期経営計画がスタートしており、引き続き商工団体や金融機関などとの連携を密に、中小企業等の中核的支援機関としての役割を機構が発揮できるよう、県としても支援をしていきます。

**佐藤観光政策課長** 16ページを御覧ください。

公益社団法人ツーリズムおおいたについてです。

2のとおり、県出資金はありませんが、県職員を業務援助のために継続的に3名派遣しています。4の4年度決算状況についてですが、一番下、当期正味財産増減額は279万1千円の増となっており、正味財産期末残高は6,348万9千円となっています。県としても、引き続きツーリズムおおいたの自主財源確保に向けた取組、そして県民や会員からの信頼を回復し、公益法人としてふさわしい組織の運営、本県観光をしっかりと牽引していけるよう指導や助言を行っていきます。

**平山経営創造・金融課長** 次に、出資比率が25%未満のその他の出資等団体について御報告します。

17ページを御覧ください。

大分県信用保証協会についてです。

2のとおり、県出資金は33億6,721万7千円で、資本金総額の20.2%となっています。4の4年度の決算状況についてですが、下線を引いている当期正味財産増減額は8億4,094万円の増となっており、正味財産期末残高は230億5,810万6千円となっています。

令和3年3月に策定した第6次中期事業計画並びに各年次経営計画に掲げる業務運営方針及び基本目標を着実に実行することで、健全経営の継続と中小企業金融の円滑化等への寄与に努めていきます。

**木部DX推進課長** 18ページを御覧ください。

株式会社大分放送についてです。

2のとおり、県出資金は3,200万円で、資本金総額の12.3%となっています。4の4年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益は6,542万3千円で、貸借対照表の純資産は37億4,294万8千円となっており、安定した経営となっています。引き続き、地域に密着した番組制作の充実強化に取り組みます。

19ページを御覧ください。

大分朝日放送株式会社についてです。

2のとおり、県出資金は1億5千万円で資本金総額の5%となっています。4の4年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益は1億7,179万7千円で、貸借対照表の純資産は73億3,537万4千円となっております。今後も積極的な営業活動、業務効率化を行うとともに、地域への情報発信に取り組んでいます。

20ページを御覧ください。

株式会社エフエム大分についてです。

2のとおり、県出資金は400万円で資本金総額の5%となっています。4の4年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益は18万9千円で、貸借対照表の純資産は1億48万6千円となっています。新規スポンサーの開拓等に取り組んだことにより、令和4年度は黒字決算となっています。引き続き、スポンサーの開拓などによる売上げの増加と経費の抑制に努めていきます。

21ページを御覧ください。

大分県デジタルネットワークセンター株式会社についてです。

この会社は、県内の自治体ケーブル局及び民間ケーブル局のネットワーク化、デジタル化の推進や情報格差の是正を目的として、デジタル放送設備の共同利用、地上波放送受信点の共同利用、共同自主制作番組の放送等を行っています。2のとおり、県出資金は200万円で、資本金総額の3.6%となっています。4の4年度決算状況についてですが、下線を引いている当期純利益は32万2千円で、貸借対照表の純資産は7,358万5千円となっています。今後も、デジタル放送設備の共同利用による一定の収入に基づき、安定した事業運営が見込まれています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

**麻生委員** 県の出資法人についての指導指針については、行財政改革推進計画とあわせて全体としてどういう方向で行くのか。人員について

減少させると言うかOBの派遣比率を下げて、できるだけプロパーを育てていくという大前提があったかと思いますが、そういった方向性と言うか報告が先にある、このような説明をしてほしいと痛感しました。

それと大分ブランドクリエイト株式会社、坐来大分の運営会社ですが、これに関しては出資比率52%で、JRとかかなりいろんなところが出資していて、民間ベースのフラッグシップとして育成していくことだったと思います。コロナ禍で少し方針転換してコロナが落ち着いて、これからまたさらに変わっていくと認識していますが、そういった部分について大きな方向性はどう考えていますか。

**佐藤商業・サービス業振興課長** 大分ブランドクリエイト株式会社についてですが、13ページにあるとおり利益剰余金が、まだマイナス4,157万5千円あり、ここが解消されるまでなかなかそのような議論に持っていくことが難しいと考えています。

今回も純利益が1,600万円ほど出たので、まずは利益剰余金を解消していくことを目標に考えています。

**麻生委員** 方向性として、コロナ前は30%ぐらいまで出資比率を落としていく方向だったと思うので、ぜひそういう方向性も含めて頑張してほしいと思います。

**清田委員長** 出資法人全体に対する考えについての答弁は。

**麻生委員** 行政企画課が所管になるのかもしれませんが、商工観光労働部としての方向性と言うか、よく連携を図って、大きな方向性も見誤らないような形でやらないと、昨日の議論ではないですが、行政の無びゅう性神話が崩壊している部分も出てきていることも勘案しながら、しっかりやっていく必要があるかと思います。そのことを指摘しておきます。

**梶田委員** 同じ坐来大分の大分ブランドクリエイト株式会社のことですが、対策及び処理状況に食品ロスの軽減とあります。食品ロスはそんなに今多いのかが一つと、首都圏での就職を目指す高校生や専門学生を採用して人材育成を図



った後は、どう考えているのか教えてください。  
**佐藤商業・サービス業振興課長** まず、食品ロスについては、食品ロスが出ないようなメニューづくりを考える、また仕入れの仕方とかも工夫して、かなりロスを軽減しています。料理長が替わって、またさらにここら辺を厳しく管理したメニューにしているのです、かなり食品ロスは減っていると聞いています。

高校生や専門学校の人材育成の件ですが、やはり大分県出身の生徒に坐来大分を目指してもらうために、先日でも高校や専門学校を訪問して説明し、できれば1人でも2人でも坐来大分に入っていただきたいとお願いをしました。

特に料理人については、坐来大分で働くことが自分たちの目標だと言ってもらえるお店づくりを目標にしており、大分県で料理を学んでいる子どもたちが首都圏で就職を目指すのであれば、坐来大分に行きたいとなる店舗にしていきたいと考えています。

**梶田委員** 食品ロスは多分賄いとかでも使っていると思いますが、それでも食品ロスが出ているということですよね。今SDGsとかもあるので、そこもなるべくしっかりしていただきたい。あと人材育成ですが、僕が言いたいのは、東京から大分に戻ってきていただきたい。要は優秀な料理人をたくさん育てる計画性が今の中では全然見えないので、坐来大分を目指すのではなくて、坐来大分の先に、坐来大分で修行したからこそ、大分県内のホテルと連携が取れて、その厨房に入れるとか、県内の料亭やレストランに入れるとか、そういう構想をつくっていく。それは東京でルートをつくって、持ってくる方法でもいい。そういう構想が見えないと思ったので、そこに関して教えてください。

**佐藤商業・サービス業振興課長** 調理をされている方は、1か所に固定するのではなくステップアップをしていく形になっています。坐来大分で働いたことが一つのステータスとなり、先代の料理長が辞めた際も、かなりいいところに転職しています。坐来大分で働いた方は次に転職するにしても、いいところに行けると評判を上げていって、中には大分県に帰って店を開こ

うとか、そういうモチベーションを持ってもらえるようにやっていきたいと考えています。

**梶田委員** 私もその業界は詳しいので、基本的に大体引き抜きみたいな形で役職が上がっていくシステムは分かっています。

これはお願いですが、そういった地元のホテルやレストランと連携を組んで、東京から地元に戻っていずれ独立してもいいし、そこでまた役職が上がっていく形でのアプローチも——せっかく坐来大分に行って箔が付くのであれば、そういったものを進めてほしいと思います。

**福崎委員** 指定団体の9番、公益財団法人大分県産業創造機構ですが、6のところに計画40件中34件が数値目標を達成したと書いてありますが、6件約15%が達成されていないその内容をお願いします。一番達成できなかったものが何かとか、そこら辺を詳しく教えてください。

**金子工業振興課長** 達成していない指標ですが、一つが産学官交流大会の参加者数で、これが100人予定していましたが、81人でした。二つ目が会員数で、1,100人を目標にしていたところ、946人で達成率80%でした。三つ目が競争的資金事業新規採択件数で、国から研究資金をもらう試みがあり、これが2件予定していたところ1件でした。四つ目が取引の成立件数で、いろいろあっせんをやっていますが、これが100件を目標にしていたところ92件でした。五つ目が専門家派遣利用者の満足度で、95%を目標にしていたところ87%でした。最後に六つ目が、収支差額が50万円のプラスを出す目標にしていたところ、198万2千円のマイナスだったため、これが大きく目標を達成していません。

**清田委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に③から⑤の報告をお願いします。

**遠山商工観光労働企画課長** 22ページを御覧ください。

公社等外郭団体等の経営状況報告と同様に、地方自治法に基づき、今定例会に提出している

県有地の信託に係る事務の処理状況についてです。

2については、昨年度から変動ありません。右下の5に入居率の推移を掲載していますが、ここ数年は高水準を維持しており、令和4年度末の入居率は95.9%となっています。3については、収入3億9,465万5千円、支出1億4,681万6千円で、当期純利益は2億4,783万9千円です。利益処分の内訳は右に記載のとおりです。4については、建物が建築から30年以上経過しており、今後大規模な設備の更新や改修が必要となるので、5にあるとおり、受託者と協議しつつ随時対応していきます。

なお、このあと新受託者の選定に向けた提案公募の実施について御報告します。

23ページを御覧ください。

まず、この県有地の信託事業は大分県ソフトパークの概要にあるとおり、情報通信関連産業の集積拠点としての役割を果たすため実施されたものです。

24ページを御覧ください。

資料中段のこれまでの経緯に記載のとおり、昭和62年と平成3年にそれぞれの県有地を三井住友信託銀行株式会社に信託し、昭和63年に大分ソフィアプラザビルを、平成5年に大分第2ソフィアプラザビルを建設し、情報通信関連企業を中心に賃貸を行っています。

両ビルの運営状況については、さきほどの県有地の信託に係る事務の処理状況で御説明したとおり、令和4年度末の入居率は95.9%で、ここ数年は高い水準で推移しています。信託開始以降、大分ソフィアプラザビルと大分第2ソフィアプラザビルに係る土地信託は別々の信託財産として個別に管理及び運用していましたが、これまでの経緯の上から3番目のポツにあるとおり、平成17年度に県議会の承認をいただき、二つの信託契約を合併し、両ビルの資金管理を一括して行い、信託財産の効率的な管理及び運営を行ってきました。

さらに、平成29年2月には大分ソフィアプラザビルの引渡し期間を延長し、大分第2ソフ

ィアプラザビルと同一の令和10年8月15日に変更しました。あわせて、受託者である三井住友信託銀行株式会社の意向を反映し、契約解除の条項に現金残高が建設費用等の債務を上回り累積収支が黒字化し、県の同意を得たときという条件を追加しました。

その後、大分ソフィアプラザビルと大分第2ソフィアプラザビルの入居率は高い水準で推移した結果、令和2年度末には累積収支の黒字化を達成したことから、令和3年度に受託者である三井住友信託銀行株式会社より、信託契約解除について打診を受けました。

県としては、これまで信託方式の採用により、信託銀行を中心に専門的なノウハウを有する民間企業が連携して一体的な運営を行ってきた結果、近年の入居率は高水準で推移しており、引き続きソフトパークの建設当初の理念である、情報通信関連産業の集積拠点としての役割を維持するため、県が関与する形での管理及び運営が可能な信託方式を継続したいと考えています。

25ページを御覧ください。

信託方式の継続にあたって新たな受託者を選定するため、提案公募の実施を予定しています。

まず1応募資格ですが、信託業務を行う銀行のうち、日本国内で土地信託又は不動産信託の受託実績を有する者とし、提案内容の審査については3審査員にあるとおり、学識経験者や不動産鑑定士、弁護士等により構成する提案競技審査会を開催し、様々な観点から審査します。また4業務仕様ですが、信託期間については、始期・終期共に提案者からの提案を受ける予定ですが、最低でも現在の信託期間が満了する5年以上であることを要件としています。5企画提案を受ける内容としては、(1)提案者の過去における土地信託等の委託実績や(2)収支計画や管理運営計画などの実施計画のほか、(3)その他にあるとおり、テナント募集の手法や物件の魅力向上に向けた取組等についても、提案者からのアイデアを募りたいと考えています。

最後に、今後のスケジュールですが10月5日より公募受付を開始し、11月中旬頃に審査

会を開催、12月上旬には受託候補者を決定する予定です。受託候補者との詳細な調整が整い次第、令和6年第1回定例会にて受託者変更の議案を上程する予定です。

この大分ソフィアプラザビルと大分第2ソフィアプラザビルが引き続き、情報通信関連産業の集積拠点としての役割を維持していけるよう、新たな受託者の選定を適正かつ円滑に進めていきます。

**金子工業振興課長** 26ページを御覧ください。

第1回「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議を先月8月2日に開催したので、その報告をします。

この推進会議は、産学官連携の検討体制の下、大分コンビナートが向かうべき方向性を構想として取りまとめるべく設置したものです。第1回目の会議では、今後の検討内容や今後のスケジュールの説明にあわせ、左下の図のような形で大分コンビナートの現況を示しました。2050年のカーボンニュートラルに向けて、こうした構造をどう変革していくかが、本推進会議の検討のポイントです。

その右図にある大分コンビナートの特徴（強み）をいくつか御紹介すると、一番上に記載していますが、大分コンビナートは多様な特徴を有する企業群が存在し、各社の得意技術をいかした連携が可能であり、カーボンニュートラルに取り組むにあたって対策の打ち手が多い点、それから船を使って外から水素などを大規模に受け入れる場合、それに対応可能な水深の港湾がある点が強みと考えられます。

その下の囲みに、エネルギー分野の有識者である国際大学の橘川副学長の発言として、メチルシクロヘキサンという形で安定的に水素を運搬する場合、水素の分離に必要な400度の余剰の熱が大分コンビナートにはある点、また、二酸化炭素を分離、回収して水素と組み合わせて化学物質を工業的に製造する技術（CCU）が確立した際には、二酸化炭素の取り合いにもなる可能性があるわけですが、大分コンビナートは二酸化炭素を多く排出する津久見市と地理的に近く、その連携も考えられる点、そして

最後に、GXを進めるには自治体がしっかりしないといけないこと、加えて各事業所で本社を動かす取組をしなければならない点を御紹介しました。

一番下に3今後の動きを記載していますが、現在、水素等の需要推計やカーボンリサイクルの可能性などの基礎的な検討項目について、関係者と議論を深めており、来月23日に中間報告、そして1月をめどに構想の取りまとめを予定しています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

**麻生委員** 資料23ページのソフトパークの北側市道と南側市道の間を通るセンターの道路は、どこの管理になっていて、今回の委託にどう関わるのか教えてください。

**遠山商工観光労働企画課長** センターの道路は県の管理に……

**麻生委員** 商工観光労働部で管理するのか。

**遠山商工観光労働企画課長** 確認します。大分県ソフトパーク管理委員会が管理しています。

**麻生委員** 非常にいいことで、あのセンターの道路はランチ時間になるとキッチンカーとかが来ている。情報通信産業最先端のおしゃれで若い人たちが集まって、新たなものが生まれる場所にするためには、OPAMからソフトパーク、春日浦、ホーバークラフト拠点、西大分ウォーターフロントという一連の流れの中で、もっと有効活用とか、おしゃれな雰囲気やソフトパーク全体の位置付けも含めて、新たなものや発想が生まれるスペースにしてほしい、それは要望にしておきます。

**佐藤委員** 同じくソフトパークの関係で、今回のソフィアプラザが情報通信産業の集積ということで、大変必要だと思うし、重要だと思っています。

根本的なところを聞いて申し訳ないですが、新しい受託者に移行していくのも、すごくありがたいと思いますが、建物自体30年経過して、さきほどの24ページの中で、現金残高が建設費用等の債務を上回り累積収支が黒字化しとい

う文言は、当初造ったときのという意味で、今後30年経過した、例えば10年、20年後には建て直すという意味合いは含まれていないということでしょうか。

**遠山商工観光労働企画課長** 今、累積の黒字になっていますけれども、それ以降の建て替え費用までは含まれていません。

**佐藤委員** ということは、30年経過したのでこの重要性を考えて、今後建設することも考えなくてはならないと思いますが、今のところはその辺の見込みはないですか。

**遠山商工観光労働企画課長** 具体的に言うと、現在ソフィアプラザビルが築36年、第2ソフィアプラザビルが築30年です。大体このビルは築50年持つ設計で、メンテナンスもしているし、比較的きちんとしたビルで耐震と言うか、ビル管理ができていますので、そこについてはさきほど言った累積黒字の状態の中で、少し債務を返しつつ信託勘定の中に建て替え費用等も含めて、今後積み立てていくことが大事になってきます。それも十分見据えながら、運用については信託継続でしていきたいと思っています。

**大友副委員長** 信託方式の件です。信託方式になじみがなくて、すっと入ってこないところがあります。今後、新受託者を選定するというところで、これまでのノウハウがあり、入居率も高い水準で維持しているのと同じ信託方式で行くのでしょうか、ほかにも例えば、貸し付けるとか売却するとか、いろいろ方法があると思いますが、この方式で継続するメリット、デメリットをもう少し詳しく教えてください。

**遠山商工観光労働企画課長** まず、県の業務内容は、入居者の最終決定と大規模修繕の実施に係る事前協議です。基本は事業者が信託勘定の予算、決算、不動産の管理全般を行います。

信託方式の一番のメリットとして、仮に普通財産の貸付けになると、その辺の不動産管理の部分についても、大規模修繕計画の策定や発注とかも含めて県が一部関与していくことになるので、いわゆる県の業務量が増えて、当然、それに伴う担当人員の増加等が見込まれます。そういった面でも専門家のノウハウがある民間企

業の信託方式がいいかと思います。

もう1点、売却という選択も一部検討しましたが、これはさきほど言ったとおり、仮に売却した場合には、入居企業の業種の限定が非常に困難な状況になるため、引き続きソフトパークの理念である情報通信関連産業の集積拠点が維持できなくなる。正にそういったところも危惧されるので、引き続き情報処理産業の集積拠点としての機能を果たしたいということで信託方式を採用しています。

**清田委員長** ほかに質疑等ありませんか。

では私から、グリーン・コンビナートの件で。実は先般、委員会の県外調査で千葉県のグリーン・コンビナートの取組に関して調査に行きました。

規模感は結構大きくて、ただ現状の進捗状況としては、ほぼ同じスタートラインなのかなと今日の説明を受けて思ったんですが、一つ違うのが向こうは分科会を作っていて、その中で、分科会ごとの集まりを全体に先んじて都度やっていく取組を進めていたようにあります。大分県も石油精製、石油化学から発電、製鉄、もろもろ業種があり、第1回が今年開かれたわけですが、今後の推進会議の在り方とか進め方について何かあれば教えてください。

**金子工業振興課長** 今年度は、まずみんなで構想をつくろうと、コンビナート企業の11社が一堂に集まっていたいただき、それから大分大学の先生にも御助言いただきながら、全体で網羅的に検討し、進めています。

これは来年度以降ですが、やはりそれぞれもう少し深めていく部分は必要になってくると思います。例えば、二酸化炭素を利活用するときには、それに特化した形で検討して、水素の利活用も同じく、これから構想をつくって、その次のステップとして他の県のやり方も参考にしながら、より有効な方法を見出していきたいと思っています。

**清田委員長** まずは政府の拠点として、しっかり指定していただくのが、まず一つの目標だと私は思っていて、拠点になればそれに伴う予算も付く旨の国の計画書も見だし、そこをしっかり

り目指してやっていただきたい。

それから調査に行った際、千葉県の担当課に私は宣戦布告をしてきたので、拠点争いを大分県は千葉県に負けない、頑張るんだと言っているの、皆さんよろしく願います。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に⑥の報告をお願いします。

**渡辺審議監兼観光局長** 担当室長からの報告に先立ち、私の方から一言述べさせていただきます。

既に報道等で周知されているとおり、県が実施する観光誘客緊急対策事業、新しいおおいの旅割第2弾（全国旅行支援）において、不正が疑われる事案が発覚しました。昨日、別府警察署長宛てに刑事告発を行いました。

観光客の皆さんに旅行を楽しんでいただくため、多くの参画施設が誠実にクーポン等の管理を行っている中で、このような事案が発覚し非常に遺憾に感じるとともに、委員の皆様それから観光事業者の皆さん、そして何よりも県民の皆様にお心配をおかけしている点について、お詫び申し上げます。

継続中の事業でもあり、既に事務局とも不正防止の対策やチェック体制の強化策を講じていますが、事業終了まで厳格な運用に努めていきたいと考えています。

詳細は担当室長から説明します。

**安田観光誘致促進室長** 27ページを御覧ください。

観光誘客緊急対策事業における、新しいおおいの旅割第2弾は、団体分を残し来月10月31日宿泊分までを対象に実施していますが、その事業に係る刑事告発及び不正又は不適切な事案について御報告します。

まず1の刑事告発事案ですが、不正が疑われる者について、昨日9月27日に別府警察署に刑事告発しました。

概要の(3)を御覧ください。被告発人は、氏名不詳ほか4件で、(4)告発理由にあるように、この被告発人の行った行為は、刑法246条に規定する詐欺罪と第246条の2に規定する電子計算機使用詐欺罪に該当すると思料す

るものです。

具体的内容としては(5)アのとおり、まず被告発人氏名不詳は、別府市内の宿泊施設①及び②の従業員その他関係者として、新しいおおいの旅割第2弾事務局の職員を欺いて、当該事業の対象となる宿泊者に配布する満喫クーポンチャージ用QRコードが印刷された指定のチラシを、当該宿泊施設の部屋数及び宿泊定員に比べて過剰な枚数を発注し、受領した疑いがあります。

また、イのとおり被告発人A、B、C、Dの4件は、当該事業の宿泊・旅行割引等の対象者を偽り、アのチラシを何らかの方法で大量に不正取得して、スマートフォン上のアプリを活用し、下の表にある金額をそれぞれチャージするなど、虚偽ないし不実の電磁的記録を作成し、財産上不法の利益を得た疑いがあります。

なお、今回関連する宿泊施設名及び被告発人の氏名については、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため、非公表とします。

続いて、次のページを御覧ください。2の不正又は不適切な取得・利用の事案についてです。

1の刑事告発事案と同じ事業の実施において、概要欄にある4施設で、不正又は不適切な取得や利用の事案が認められました。具体的には、告発事案と同じ事業に参画している又は、参画していた事業者に関連して行われた支援金、いわゆる宿泊割引及びおおいの満喫クーポンに係る管理、交付、請求、精算業務等において、概要欄1の由布市内の宿泊施設Aで489万4,200円、2の大分市内の宿泊施設Bで167万円、竹田市内の宿泊施設Cで38万4千円、由布市内の宿泊施設Dで35万2,020円が、施設関係者によって電子クーポンのチャージ等が行われたことが判明し、4施設で合計730万2200円の不正又は不適切な取得及び利用があったと認定したものです。各施設とも、今回の事案に対する調査に協力の上、今回認定した不正又は不適切額について、既に返還をしています。

県としては、今後とも事案の内容に応じて警察とも相談しながら対応していくことともに、

事業継続中であることも踏まえ、不正防止の徹底に努め、適宜適切に対応していきたいと考えています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

**福崎委員** これは宿泊施設とかは分かりますが、どこに使われたか、何に使われたかは分かっていますか。

**安田観光誘致促進室長** どこで使われたかは、電子クーポンなので把握はできているが、今後のいろんな捜査の関係もあり、どこでという具体的な部分はお答えできません。

**福崎委員** 例えば、特定のもものが大量に買われたとか特定の店舗で大量に使われたとか、そういう内容の事案はありますか。

**安田観光誘致促進室長** 何に使われたかの品目については、電子クーポン上、把握はできない状況ですが、店舗についてはどこで使用されたか電子クーポンでは分かります。ただ、さきほども申したように、告発している相手がどこで買ったというものが出ると、今後の捜査等に影響が出るので、大変申し訳ありませんが、そこはお答えできません。

**柘田委員** 来月の事業終了まで、今までのやり方に何か対策を打つとか、どういうやり方があるとか、宿泊者名簿を出してもらって照らし合わせてやるとか、そういうことをするのですか。

**安田観光誘致促進室長** 今回の事案が発生して以降、既に実際のクーポンを発注し配布する段階で、まずは確認作業を以前よりも厳格化したところと、10月末まで継続しているので、各宿とかで使用されたクーポンの金額等の請求が随時上がってくる都度、チェックを十分にやっていく。それと、1回にどのくらいの金額がチャージされたかといったリサーチ回数をかなり増やしていくことを事務局には指示して、詳細と言うか対応の数を増やして、チェック機能を充実させています。

今後当然、事業終了後にまた精算行為もあるので、そういった部分でもさらに実際の内容でおかしい動きがあったら、立入調査等をした上

で、宿泊施設等にも協力いただいて、宿泊台帳とか、いろんところで突合等をかけて確認していきたいと考えています。

**柘田委員** 残り1か月しかないですが、いつどこでこういう事態が起きるか分からないので、今回のことを機にしっかり対策できるよう、これを糧にやっていただきたいと思います。

**大友副委員長** これは、アプリでクーポンを利用したところで発覚したと思うんですね。新聞報道とかを見たら、該当の宿2件は、部屋数が2部屋とか6部屋とか、そういう報道を見ましたが、それに対して何千枚のクーポンを配布しているということですが、部屋数や宿泊客数がどのくらいあるとか、その辺を把握した中で配布を行っていなかったのか。また、これはJTBが配布していると思いますが、その配布した枚数を県が把握したりはしていないのか、その辺を。

**安田観光誘致促進室長** まず、既に部屋数等の新聞報道が出ていますが、その数については最初の段階で、宿から届出があった数は把握していますが、それに対して実際に配布されるクーポンのチラシ枚数の把握については、毎回、県側として把握するのはなかなか難しいところがあります。ただ、実際に配布していく中で、4月にこういったものが出た段階で、その都度毎月の執行状況については、JTB事務局の報告から分かってはいたが、実際、その前段階の何枚配布しているというのは、一つ一つの宿までは県としては把握ができてなかった状況です。

**大友副委員長** やはり委託されているところがしっかり管理すべきだと思うが、県もその部分を連携して管理すべきだと思うので、その辺はしっかりやっていただきたいと思いますし、6件の額を見たら、まだまだ少額の事案で表に出ていない分もある気がしてくるので、その辺の調査も今後行っていきますか。

**安田観光誘致促進室長** 今回の大きな事案が発覚した後に、クーポンそのものが実際にどのくらいチャージされたか、さらに大体10万円以上の利用、チャージされた状況等まで掘り下げて確認する作業をこれまでも進めてきました。

その中で、おかしな動き等があったら宿に立入調査を行って、宿泊実態とかを確認しつつやっています。

まだ継続中なので、今後当然こういった部分について、おかしなところがあったらしっかり調査等していきたいと考えています。

**大友副委員長** これはあくまでも観光業をしっかり盛り上げていこうと、いいことで始めたことなので、利用者が使いにくくなったり、苦しい事業者の救済にならなかつたり、そういうことにつながらないよう、しっかりと制度整備をお願いします。

**麻生委員** 私もよく分からないので、重複になるかもしれませんが伺います。

まず発覚したというよりも、県で認識したのがいつなのか。ここの報告にあるように、8月中旬に返還しているところがあるんでしょう。だから、発覚したのがまずいつかということ。それからQRコードを印刷したチラシ、これについて施設側が発注していることが実におかしいと思いますが、その辺の管理運営がどういう仕組みになっていて、そこのチェックがなぜそういう形で問題があったのかについて、もう少し詳しく説明してください。

それから、以前は電子クーポンじゃなくて紙クーポンで、使用期限が宿泊の翌日までだったのが電子クーポンになってこういう問題が発生しているのだらうと思うが、その辺のシステムの部分でもう少し説明をお願いします。

それから、刑事告発している2件、さきほど大友副委員長からも話があったように、民泊であるとか部屋数が少ないということですが、旅館ホテル組合の加盟店なのか。そういったところを応援するために、こういう事業で盛り上げていこうという話でしたが、加盟店なんかはそうじゃないのか。あるいは民泊なのかとか、その区別がどうなっているのか。あるいはこういうことが発覚すると、観光事業とは別に生活環境部所管の旅館とかホテルの宿泊事業者としての県の許認可もあると思うが、そのペナルティも即座に出してもいいと思うが、そのあたりの法的なルールはどうなっているのか教えてください。

さい。

**安田観光誘致促進室長** まず、いつ発覚したのかについて。まずは現在告発している2件と言うか、全部で件数は5件になりますが、この部分については、4月10日の段階で把握ができて、実際それ以後いろんな調査をやってきた上での今回の対応になります。

それと、施設側がクーポンのチラシを発注していること自体がおかしいのではないかについては、いろんな宿泊施設——要はキャパシティが大きかったり、いろいろなことがあります。最初の段階では、ある程度一定数がキャパシティを見ながら、最初の交付と言うか、どのぐらい渡せばいいかということですが、その後の宿泊実績に応じて、予約状況を踏まえて事前にチラシを渡しておかなければ、土日を含めて実際来たお客様に足りないとか渡せない状況等が発生します。特に今回、1月から3月、実際今年の3月はかなり多かった時期なので、そういった分を踏まえて、ある程度宿側からどのぐらい欲しいと発注を受ける月もありました。

それと、今回電子クーポンでの事案になるが、紙の部分もできるだけ把握して、実績状況とか宿からの申請状況等を確認している中では、今現在こういった状況は発覚していません。

旅館組合の加盟店かは、すみません、把握していないですが、基本的には当然、旅館業法の許認可を得ている宿が対象になります。ここがどういった宿形態なのかは、旅館業法上の許可を取っているかでの判断になります。

あと、そこの宿の特定は我々としては捜査にも影響する部分になるかと思うので、そこは控えさせていただきます。

それと、今後の旅館業法の関係です。生活環境部等が所管していますが、そういった許認可の関係については、今後、県が刑事告発した宿泊施設がどういう対応になるのかについては、そういった部分が解明された状態でどう判断するのか旅館業法の関係もあるので、いずれにしても生活環境部とも情報共有しながら協議していきたいと思います。

**麻生委員** まともに一生懸命頑張っている施設

がこれで打撃を受けることがないようにするために、疑義がある以上は厳しい措置で、それが明確になるまでも含め、営業ストップさせるとか何らかのペナルティを課すといったことも重要じゃないかと。大分県としてはそういう厳しいスタンスでやるのが、他の全うに頑張っている施設だけでなく、観光客も安心して来られると思います。今のままだったら、大分県なんか行きたくないなど。また、不正の疑いを持たれる施設も嫌だろうし、そういう影響も出てきかねないですから、しっかり、前倒しで厳しい対処と言うか思い切ったことをやる必要があると思うので、十分連携を図って対処してください。

**安田観光誘致促進室長** ありがとうございます。当然我々も今回のこの事業については、県内の観光事業者、観光産業復活に向けた事業として考えて、経済効果も県下全域に及ぶよう、しっかり取り組んできましたが、こういった事案が発生した以上、今後しっかり適切に対応していきたいと思っているので、よろしく願います。

**佐藤委員** 大友副委員長と麻生委員がおっしゃったように、今後の流れについては、私もそういうことでいいと思うが、少し確認だけさせてください。

今上がっている被告発人の1番、氏名不詳、それから施設は1、2も不明になっているが、これは連動しているわけではないですか。そこも分からないですか。

**安田観光誘致促進室長** 私どもの調査の段階では、そこは分かりません。そういう状況です。

**佐藤委員** 施設1と2が別々であるかも分からないし、もしかしたら一緒にやっている可能性もあるということですか。

**安田観光誘致促進室長** 施設としては1、2と二つの施設にはなるが、そこがどういう形で接触があるのかといった部分については、我々の調査上では分かりませんし、あとは警察での捜査になるかと思えます。

**佐藤委員** 氏名不詳というのも、もしかしたら複数かもしれないということですね。

事務局という表現をしており、これは委託先のことだと思うが、その事務員は今回これのために雇用された方でしょうか。

**安田観光誘致促進室長** 今回の事務局の機能としては、さきほど申したように、まずは事業者の募集から登録、補助金の交付、審査、精算業務、コールセンターと幅広く、そういった部分で業務を委託しており、この事業専用新たに雇用したかについては、すみません、こちらでは分かりません。基本的には契約の中で言うと、そこは請負契約になるので、人数として何人とはなっていない状況なので、通常の業務をやりながら、大変になれば当然こちらの業務を手伝うことも発生していると思います。

**佐藤委員** 今それを聞いたのは、事務局がどうこう言うつもりはないですが、例えば各市町村においても、今いろんな商品券とか発行しています。市町村の場合、大体同じ人間がやっているの、少しずつノウハウが蓄積されて、慣れてきているためか、まだこういう不正が余り過去ないですが、いろんな不手際、それからいろんなことを積み重ねて、うまい連動ができています。今はなかなか人材の問題は難しいと思うが、こういうのは慣れた人がやるのがいい気はします。

皆さんが言われたとおり今、右肩上がり観光が本当に盛り上がっているところなので、ぜひとも二度とされないように、これはきっちり片を付けていただきたいと思います。

**澤田委員** ちょっと教えてもらいたいですが、通常、電子クーポンであれば、今回アプリを使っているということですが、そのアプリ自体にセキュリティをかけていなかったのですか。同じ端末でずっと操作したということですか。

**安田観光誘致促進室長** 資料にある、今回告発した事案についてはA、B、C、Dといるが、同じ携帯と言うか、IDとして把握しているのが4件です。

**澤田委員** 今後そういうアプリ関連で、同じIDが何度も使われるのを防ぐ措置はすぐできそうな気はしますが、そういう対策は今後できますか。



**安田観光誘致促進室長** その後、この期間も含めて、いろんなアプリ上、システム上の改良と言うか、議論もだいぶ重ねてきましたが、この事業そのものも延長、延長と来たこともあり、なかなかそのシステム改修までは難しいということで、現実的にはそれよりもチェック体制の機能をしっかり充実させるよう対応しています。

**澤田委員** 分かりました。また今回の例を踏まえた上で、恐らくこういったケース、またクーポンを使ったりとか出てくると思うので、今後そういったアプリを使うとかクーポンを使う際は、こういったスキームでやろうというのを、今後しっかり再構築していただかないと、県民の皆さんがまた不安になるおそれが十分にあると思うので、そこら辺もしっかり協議をお願いします。

**福崎委員** これは観光誘客緊急対策事業、新おおい旅割の事業ですが、委託業務を出すということは、委託仕様書か何かがあって業務委託していると思うが、その仕様書の内容に問題や不備はなかったのか。

例えば、こういうことが起きたなら、その仕様書が十分じゃなかったかもしれないということであって、そこら辺の見直しとか、そして改めて見直しした中で、今後きちんとできるような仕様書で再度委託を出すとか、そういう考え方はありますか。

**安田観光誘致促進室長** 仕様書そのものは、中身に対しては不正防止対策をするようにといった部分は当然書かれているが、実際の各業務の細かい部分については、それぞれマニュアル等を作成してチェック体制を取っています。

今回、業務的なチェック体制は見直しているが、一つ一つの細かい、チェック回数を増やすといった部分での対応をしっかりと充実させているので、文言の書きぶりまで影響することは余りないと思われます。あと宿泊事業者に対しても取扱いマニュアルを出しており、それに基づいてやれば、こういったことには当然ならないのですが、そこについてはこれまでの県からの通知の際も、おかしいところがあれば調査に入

りますとか、返金してもらいますといった注意喚起もしっかりやってきました。

**福崎委員** その仕様書を見せていただくことはできますか。

**安田観光誘致促進室長** 契約の部分なので、そこは大丈夫だと思います。

**清田委員長** では、資料要求ということでよろしいですか。

**福崎委員** はい。

**清田委員長** 執行部、大丈夫ですか、仕様書。検討して出せるものがあれば。

**安田観光誘致促進室長** 一旦検討させていただきます。申し訳ありません。

**清田委員長** 契約書じゃなくて、公募したときの仕様書ですね、こういう条件でという。

**安田観光誘致促進室長** 提案公募を当初かけているので、そのときの仕様書は当然出せます。

**清田委員長** では、それをお願いします。

**大友副委員長** 捜査の段階のため施設名を公表できないのは重々分かりますが、報道にも地域が出たと思うんですよ。別府市、由布市、竹田市でしたかね。（「写真まで出ている」と言う者あり）写真も出ていましたが、そういうのが出ている中で、該当の地域や事業者から、もう既に風評被害があると。お前のところだろうと風評被害があるということですね。なるべくそういうことが広がっていかない工夫も考えていかなければいけないし、ケアをしっかりとさせていただきたい、ひとつお願いです。

**清田委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

すみません、私から。28ページの4件は、自主的に返還されたと資料から見て取れますが、自主的と言うか、これは指摘をして、すみせんと返還してきたものなのか。

**安田観光誘致促進室長** 今回、こういった事案が発生したことで、当然調査に入った上で、納得して返還していただいています。

**清田委員長** この4件は、27ページの別府警察署に告発を行ったのとは別の4件であるということですが、今、正に副委員長がおっしゃったところを私も思っています。返還は受けられども、経営者が直接携わったのか、また従業

員なのかがありますが、ただ、こういう不正を行った事実はあるわけです。旅割クーポンという事業を含め、正に大分県の皆さん、行政が行う事業は性善説に立って、その業界であるとか県民の皆さんが幸せになるように様々な事業を展開して、また簡素化やより使いやすいようにという前提で行っている中で、その信頼関係を揺るがしているのは事実です。なので、真面目に旅館業を営んでいる方とか、真面目に旅館業に携わっている方々に、正に風評被害が及ばないようにすることは当然やっていただきたいと思えます。

この4件、警察に委ねるとか委ねないとかいうレベルではなく、返還したから全く何もなくて今後ペナルティもなく、そのまま通常で旅館業を営んでいくのは、正に真面目にやっている旅館業の方と大分県の観光行政との信頼関係にひびが入る気が私はします。この28ページの4件に対する今後の指導とかペナルティとか、何かその辺のお考えがあれば、お聞かせ願います。**安田観光誘致促進室長** 今回こういう事案が発生していますが、まず一つは、今回この不正又は不適切な取得利用の部分であげている4件については、施設関係者によるものです。要は宿泊施設の従業員だったり、家族だったり、又は経営者関係だったりと関係者が広くありますが、中には施設そのものが被害者であったりするので、そういった意味では、さきほどの告発事案とは若干違う部分もあるし、中には全てがこの不正というわけではなく、不適切な部分として、一部紛失したとかいったものもあったり、それで返還している事案もあるので、全てがそういった形で不正、同じレベルとは言えない部分もあります。

その上で、各宿に対しては、当然これは調査で返還まで来ているけれども、また改めて今後こういったことがないように、当然我々から直接お話していきたいと思っているし、また新たにこういった事業が発生した場合も、当然それよりも前に指導と言うか、対応についてしっかり話はしていきたいと思えます。

**清田委員長** いずれにしても、せっかく観光業

を盛り上げていこうとやっているのだから、観光行政に携わる県の皆さんと、観光業の皆さんの信頼関係が損なわれないように、これをある意味いい糧としてやっていただきたいと申し伝えます。よろしく願います。

**清田委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

この際ほかに何かありませんか。

**麻生委員** 今回の一般質問で、いろんな議論がありました。それで、観光局に2点伺います。

さきほどの不正事案とか、いろいろ大変だと思えますが、そういったときにどさくさに紛れて、すつといかないようしっかりチェックしてほしいのが、ホーバークラフトの観光活用です。議論が出ましたが、ホーバークラフトそのものは建造からなんから、大分空港との海上アクセスとして県が建造したわけよね。だからある意味、行政目的財産として県が保有し、それを事業者に貸与すると。そして空港とのアクセス、利便性を向上するのが最大の目的であったわけですから、そこを抜きにして否定するわけではないけれども、いきなり観光活用と言ってしまうと、ちょっと本末転倒と言うか優先順位も変わってくるから、そこら辺は観光局がいきなり受けるんじゃないし、慎重にしっかりと海上アクセスの部分はどうするか徹底的にやっていただいた上で、空いた時間をどうするかであればいいけれども、その辺についてしっかりと論点整理をしてほしいと思うので、その点の考えについて1点伺います。

それから2点目は、大阪万博は海外パビリオンの建設等で大変苦労されていると。しかし、大阪万博が成功しないと、大分県へ誘客できない問題もあろうかと思えます。

大分県の武道スポーツセンターの建設は、木造で、納期が迫る中で急ピッチで建設を間に合わせて大成功した実績があるわけです。木造モジュール工法をイタリア館等でやるということなので、県産木材とか建設業とか農林水産部の林業部分に関係するのでしょうかけれども、ぜひ

木造モジュール工法等での大分県産材の利活用といった部分でも商工観光労働部として、あるいは観光局として何かできることがあれば、連携を図ってサポートしていけば、国がてこ入れしているから、いろんな形で大分への恩恵——誘客できると思うので、そのことを要望しておきます。

**渡辺審議監兼観光局長** ありがとうございます。ホーバーについては、委員がおっしゃるとおり大分空港との海上アクセスということですから、当然大分空港と大分市との間を短時間で運航することが目的になると思います。その上で、それに乗りたいということで、まずは観光客に来ていただくのが1点目かなと思っています。

その上で、恒常的にはではなく船が空いているときにと私は考えていますが、日を特定するか曜日を選んで観光客にホーバーを楽しんでいただくことも、観光目線でいくと非常に効果があると思っています。ただし、運航するにあたっては通常と違う航路を通るわけですから、当然それまでの準備や調整も必要になってくるので、そういったこともしっかり念頭に置いて、どこまで可能なのかも含めて検討、調整ができればと考えています。

それから、万博については万博事務局と随時やり取りをしており、向こうは今、本体のことで結構手いっぱいなのですが、県としては大分県内を巡る、あるいは九州を巡る旅行商品を来年度、登録していただくことがまず1点。それから、ブースを出店することができれば、そこでPRができると思っています。

事務局とのやり取りの中で、そういう御提案もできればと思うが、まず県産材を所管する農林水産部に話を伝えて、検討ができるか協議したいと思っています。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかにないので、これをもって商工観光労働部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔商工観光労働部退出〕

**清田委員長** これより内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別にないので、これをもって商工観光労働企業委員会を終わります。

お疲れ様でした。